

— 経営者保証に関するガイドラインの取組方針及びお客様への説明態勢 —

◆ 取組方針

当行では、お客様と保証契約を締結する際「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、真摯な対応を心がけます。具体的には、経営者保証を求めない可能性を柔軟に検討するとともに、経営者保証を必要とする場合は、お客様への十分な説明を行います。

◆ お客様への説明態勢

新規融資のお申出、既存保証の変更・解除のお申出などの場合は、経営者保証に関するガイドラインのご説明を行うとともに、保証の必要性を踏まえた融資審査を行います。

経営者保証を不要とする場合は、ガバナンス体制、財務基盤、経営の透明性の確保などの現状評価を説明し、引き続き体制の維持向上を依頼するとともに、ガバナンス体制等状況が変化した場合は、対応を再検討させていただく旨を説明します。

経営者保証を必要とする場合は、ガバナンス体制、財務状況などの現状評価と経営者保証を必要とする理由を説明し、状況が変化した場合は経営者保証を不要とする可能性もあることを説明します。

佐賀共栄銀行